

千葉市 スtockマネジメント計画

千葉市建設局下水道建設部下水道計画課

策定 平成 30 年 3 月

第一回変更 令和 3 年 3 月

第二回変更 令和 4 年 3 月

① Stockマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】 …

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法をいう。

【時間計画保全】 …

機能発揮上、重要な施設であるが、大きな異状は日常点検等により把握しやすい施設を対象とする。

※時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 …

事象発生時の対応の容易性と事故の規模が小さい施設を対象とする。

※事後保全とは、施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法をいう。

備考）Stockマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
管きよ、マンホールマンホール蓋	点検は1回/5年、調査は1回/30年、又は異常発見時	緊急度Ⅰ又は、緊急度Ⅱで所定の異常が確認された場合	腐食の恐れの大い箇所
管きよ、マンホールマンホール蓋	点検は1回/15年、調査は1回/30年、又は異常発見時	緊急度Ⅰ又は、緊急度Ⅱで所定の異常が確認された場合	緊急輸送路、河川横断等の地震対策上の重要な幹線
管きよ、マンホールマンホール蓋	点検は1回/15年、調査は1回/30年、又は異常発見時	緊急度Ⅰ又は、緊急度Ⅱで所定の異常が確認された場合	ターミナル駅がある処理地区
管きよ、マンホールマンホール蓋	点検は1回/20年、調査は1回/40年、又は異常発見時	緊急度Ⅰ又は、緊急度Ⅱで所定の異常が確認された場合	上記以外の地区

【処理場・ポンプ場】 ※貯留施設を含む

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
汚水・雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	設置後概ね 5～15 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
水処理施設 (送風機本体)	設置後概ね 5～15 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
汚泥処理施設 (汚泥脱水機)	設置後概ね 3～10 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
沈砂池設備、水処理設備	設置後概ね 5～10 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
雨水滞水池・調整池	設置後概ね 7～15 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
汚泥処理設備	設置後概ね 1～10 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
付帯設備	設置後概ね 5～25 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
管理棟	設置後概ね 5～15 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	
水処理施設、汚泥処理施設	設置後概ね 20～40 年の周期 で調査を実施し、修繕・改築 の必要性を検討。	健全度 2 以下のものを改築 の対象とする。また、それ以 外を修繕の対象とする。	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
該当施設なし		

【処理場・ポンプ場】 ※貯留施設を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
特高受変電設備	概ね 30 年	
受変電設備	概ね 15 年～30 年	
自家発電設備	概ね 22 年	
制御電源及び計装用電源設備	概ね 7 年～15 年	
負荷設備	概ね 15 年	
計測設備	概ね 15 年	
監視制御設備	概ね 7 年～15 年	
ケーブル・配管類	概ね 22 年	
消火災害防止設備	概ね 8 年～18 年	
電気設備	概ね 10 年～15 年	
管渠（マンホール間）	概ね 50 年	

備考) 施設名称を「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 国水事第 109 号） 下水道事業課長通知」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれかで記載しても良い。

3) 主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きよ施設】

管きよ

事後保全対応に位置付けない。

【汚水・雨水ポンプ施設】

ポンプ本体

事後保全対応に位置付けない。

【水処理施設】

送風機本体もしくは

機械式エアレーション装置

事後保全対応に位置付けない。

【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

事後保全対応に位置付けない。

③ 改築実施計画

1) 計画期間

平成 30 年度 ～ 令和 4 年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1) 処理区・排水区 の名称	(2) 合流・ 汚水・ 雨水の 別	(3) 対象施設	(4) 布設 年度	(5) 供用 年数	(6) 対象延長 (m)	(7) 概算 費用 (百万 円)	(8) 備考
中央処理区	合流	管きよ	S38	55	24	38	
南部処理区	汚水	管きよ	S39	54	257	27	
南部処理区	雨水	管きよ	S39	54	156	130	
中央処理区 ほか2処理 区	合流・汚 水	マンホール 蓋	S39～H12	17～53	- (353基)	71	
合計						266	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設を含む

(1) 処理区・排水区 の名称	(2) 合流・ 汚水・ 雨水の別	(3) 対象施設	(4) 設置 年度	(5) 供用 年数	(6) 施設能力	(7) 概算 費用 (百万 円)	(8) 備考
南部浄化 センター	汚水	反応タンク 設備	S56～H7	26～40	エアレーション時間 約 15 時間	234 233	
南部浄化 センター	汚水	消毒設備	H12～H18	15～21	容量：15m ³	69 -	
南部浄化 センター	汚水	脱臭設備	H5～H10	23～28	処理風量 ：40m ³ /min	80 100	
南部浄化 センター	汚水	汚泥輸送・ 前処理設備	S56～H3	30～40	1.0m ³ /分	35 50	
南部浄化 センター	汚水	汚泥濃縮設備	H5	28	30m ³ /時	314 354	
南部浄化 センター	汚水	調質設備	H9～H12	21～24	容量：9m ³	54	
南部浄化 センター	汚水	汚泥脱水設備	H5～H12	21～28	30m ³ /時	918	
南部浄化 センター	汚水	配管類	S56	40	-	4	
南部浄化 センター	汚水	付帯設備	S56～H5	28～40	-	22	
南部浄化 センター	汚水	受変電設備	S57	39	-	4	
南部浄化 センター	汚水	自家発電設備	S57	39	-	1,196	
南部浄化 センター	汚水	負荷設備	S57～H19	14～39	-	929 1013	
南部浄化 センター	汚水	計測設備	S57～H18	14～39	-	545 505	
南部浄化 センター	汚水	監視制御設備	S57～H18	14～39	-	753 678	
南部浄化 センター	汚水	消火災害防止 設備	S57～H16	17～39	-	20	
南部浄化 センター	汚水	計装設備	H7～H18	15～26	-	48 6	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
都ポンプ場	汚水	スクリーン かす設備	H5	28	30m ³ /分	34	
都ポンプ場	汚水	汚水沈砂設備	H6～H11	22～27	水面積負荷： 1,800m ³ /m ² ・日	85 173	
都ポンプ場	汚水	用水設備	S64	32	0.325m ³ /分	18 27	
都ポンプ場	汚水	ゲート設備	H12	21	800×1,400	18 30	
都ポンプ場	汚水	受変電設備	H2	31	-	230 172	
都ポンプ場	汚水	自家発電設備	H2～H10	23～31		200 140	
都ポンプ場	汚水	負荷設備	H10～H17	16～23	-	54 41	
都ポンプ場	汚水	計測設備	H10	23	-	3 2	
都ポンプ場	汚水	監視制御設備	H2～H6	27～31	-	42 34	
大椎ポンプ場	汚水	受変電設備	S62	34	-	78	
大椎ポンプ場	汚水	自家発電設備	H2～H6	27～31	-	196	
大椎ポンプ場	汚水	負荷設備	S62～H6	27～34	-	57	
大椎ポンプ場	汚水	計測設備	S62	34	-	8	
大椎ポンプ場	汚水	監視制御設備	H2～H6	27～31	-	57	
越智ポンプ場	汚水	自家発電設備	H4	29	-	250 290	
越智ポンプ場	汚水	負荷設備	H3	30	-	15	
越智ポンプ場	汚水	計測設備	H3	30	-	9 -	
越智ポンプ場	汚水	監視制御設備	H3～H7	26～30	-	65	
蘇我雨水ポンプ場	雨水	雨水ポンプ設備	H8	25	444m ³ /分	130 120	
蘇我雨水ポンプ場	雨水	負荷設備	H8	25	-	53 -	
蘇我雨水ポンプ場	雨水	監視制御設備	H8	25	-	12 32	
蘇我雨水ポンプ場	雨水	計装設備	H8	25	-	- 3	
村田雨水ポンプ場	雨水	スクリーン かす設備	S64～H8	23～32	1,248m ³ /分	330	
村田雨水ポンプ場	雨水	雨水沈砂設備	S64	32	水面積負荷： 3,600m ³ /m ² ・日	330	
村田雨水ポンプ場	雨水	受変電設備	H4	29	-	159	
村田雨水ポンプ場	雨水	負荷設備	H4～H14	19～29	-	109	
村田雨水ポンプ場	雨水	計測設備	H4～H14	19～29	-	8	
村田雨水ポンプ場	雨水	監視制御設備	H4～H14	19～29	-	231	
中央浄化センター	合流	最初沈殿池 設備	S57～H4	29～39	水面積負荷： 約 50m ³ /m ² ・ 日	42 24	
中央浄化センター	合流	反応タンク 設備	S44～H6	27～52	HRT 約 18 時 間	192 -	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
中央浄化センター	合流	最終沈殿池設備	S44～H25	8～52	沈殿時間 約 4.2 時間	180 -	
中央浄化センター	合流	用水設備	S57～S64	32～39	容量：35m ³	87 103	
中央浄化センター	合流	ゲート設備	S44～S63	33～52	1,500×1,500	39 45	
中央浄化センター	合流	配管類	S43～H6	27～53	-	51 -	
中央浄化センター	合流	負荷設備	H13	20	-	30 -	
中央浄化センター	合流	計測設備	S59～H22	11～37	-	47 12	
中央浄化センター	合流	監視制御設備	S60～H8	25～36	-	221 153	
神明ポンプ場	合流	ゲート設備	S40～S46	50～56	1,200×1,200	55	
神明ポンプ場	合流	監視制御設備	H14	19	-	62	
幸ポンプ場	合流	スクリーン かす設備	H10	23	132.2m ³ /分	27	
幸ポンプ場	合流	自家発電設備	S63	33	-	192	
幸ポンプ場	合流	制御電源及び 計装用電源設備	H17	16	-	11	
幸ポンプ場	合流	監視制御設備	S60～H15	18～36	-	87	
黒砂ポンプ場	合流	スクリーン かす設備	H8	25	95.54m ³ /分	42 62	
黒砂ポンプ場	合流	汚水ポンプ 設備	H4～H7	26～29	95.54m ³ /分	47 60	
黒砂ポンプ場	合流	ゲート設備	S47	49	800×800	29	
黒砂ポンプ場	合流	監視制御設備	S48～H15	18～48	-	211 152	
出洲ポンプ場	汚水	汚水ポンプ 設備	S62～H3	30～34	25.85m ³ /分	148	
出洲ポンプ場	汚水	負荷設備	H3	30	-	35	
出洲ポンプ場	汚水	計測設備	S61～H20	13～35	-	27	
出洲ポンプ場	汚水	監視制御設備	S63～H3	30～33	-	34	
高洲第一 ポンプ場	汚水	監視制御設備	H12	21	-	66 66	
ひび野 ポンプ場	汚水	スクリーン かす設備	H6～H7	26～27	32.60m ³ /分	94	
ひび野 ポンプ場	汚水	汚水沈砂設備	S58	38	水面積負荷： 1,800m ³ /m ² ・日	7 -	
ひび野 ポンプ場	汚水	ゲート設備	S59	37	1,200×1,000	14 21	
ひび野 ポンプ場	汚水	自家発電設備	S59	37	-	2 -	
ひび野 ポンプ場	汚水	監視制御設備	S59～H15	18～37	-	23 10	
若葉ポンプ場	汚水	受変電設備			-	- 88	
若葉ポンプ場	汚水	計測設備	H19	14	-	- 4	
若葉ポンプ場	汚水	監視制御設備	S60～H10	23～36	-	- 20	

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用 (百万円)	備考
若葉ポンプ場	汚水	計装設備			-	- 8	
長作ポンプ場	汚水	スクリーン かす設備	H8	25	2.37m ³ /分	66 16	
長作ポンプ場	汚水	汚水沈砂設備	H8	25	φ80× 1.0m ³ /min	4	
長作ポンプ場	汚水	汚水ポンプ 設備	S64	32	2.5m ³ /min/台	13 32	
長作ポンプ場	汚水	負荷設備	H10	23	-	22 12	
長作ポンプ場	汚水	監視制御設備	H10	23	-	102 57	
合計						10,336 9,648	

備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知）」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3) 「下水道施設の改築について（平成 28 年 4 月 1 日 下水道事業課長通知）」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号および概要を記載する。

- ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
- ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
- ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合および地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に規定する「地方公共団体実行計画」、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に規定する中長期的な計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置付けられた場合
- ④ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑤ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑥ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑦ 合流式下水道を改善する場合

備考 4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ スtockマネジメントの導入によるコスト縮減効果

【管路施設】

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 7,560 百万円/年	概ね 100 年
約 7,559 億円/100 年	概ね 100 年

【処理場・ポンプ場施設】

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約 1,208 百万円/年	概ね 50 年
約 604 億円/50 年	概ね 50 年

備考) 標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。